

改正後							改正前							
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表							別表（第2条関係） 退職報償金支給額表							
階級	勤務年数						階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上		5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
団長	187,000	292,000	407,000	542,000	727,000	927,000	団長	185,000	290,000	405,000	540,000	725,000	925,000	
副団長	177,000	277,000	377,000	482,000	657,000	857,000	副団長	175,000	275,000	375,000	480,000	655,000	855,000	
分団長	167,000	262,000	357,000	457,000	607,000	797,000	分団長	165,000	260,000	355,000	455,000	605,000	795,000	
副分団長	162,000	247,000	332,000	422,000	572,000	757,000	副分団長	160,000	245,000	330,000	420,000	570,000	755,000	
部長及び班長	152,000	227,000	302,000	382,000	512,000	682,000	部長及び班長	150,000	225,000	300,000	380,000	510,000	680,000	
団員	142,000	212,000	282,000	357,000	467,000	637,000	団員	140,000	210,000	280,000	355,000	465,000	635,000	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成15年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 平成15年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。